

第1編 基本構想

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

21世紀を迎えた現在、少子高齢化社会の進行、持続可能な循環型社会の形成や高度情報化社会、さらには地方分権型社会の到来など社会情勢は大きく変化しています。

また、地方の長引く景気の低迷や国の改革等に伴い、地方自治体の財政は非常に厳しい状況となっています。加えて、さきの有珠山噴火に伴う様々な復旧・復興事業は、当町の財政に大きな影響をあたえております。

このような中で、最も住民に身近な行政がその自治能力を高めることが強く求められており、洞爺湖町は住民と行政のパートナーシップを確立し、総合的な行財政改革を進めるために旧虻田町と旧洞爺村との町村合併を選択し、平成18年3月27日に誕生しました。

こうして誕生した洞爺湖町を、町民一人ひとりから「洞爺湖町に住んでよかった」、また全国の方々から「洞爺湖町を訪れてみたい」さらには「洞爺湖町のようなところで生活したい」と真に実感できるような「まち」にしていかなければなりません。そのためには町外の多くの方々に対して、洞爺湖町の素晴らしさを発信・PRするなどの取組みを推進しなければなりません。

また、町内にあっては、ますます多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応できるよう住民アンケート調査などを踏まえ中長期的な視点に立って、計画的かつ安定的な行政運営を推進するとともに、町民本位の施策の展開を図る必要があります。

この洞爺湖町総合計画は、合併効果を最大限に生かし、町民の融和と住民福祉の向上を図り、町全体の均衡ある発展をめざすことはもちろん、優れた自然環境を有する「農業と水産業を生かした観光のまち」として、また次世代とともに安心して住み続けることのできる「まち」を創造していくための指針として策定するものです。

第2節 計画の名称と期間

この計画は「洞爺湖町まちづくり総合計画」と称します。

この計画期間は平成19年度（2007年）から平成28年度（2016年）までの10ヵ年とします。

第3節 計画の構成

この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」をもって構成します。

(1) 基本構想

洞爺湖町のまちづくりの基本的な方向性を示すとともに、当町の将来像や方向性を定め、その実現に向けた施策の大綱を示すものです。

(2) 基本計画

基本構想に示された施策の大綱を具体化するため、各分野ごとの現況と課題を明らかにするとともに、施策・事業について推進するための方策を体系的に示すものです。

(3) 実施計画

基本計画に定められた施策の内、重要な事業について向こう5年間の事業内容や事業費などを整理するもので、現実の行財政運営に即して弾力的に実施するものであります。

総合計画は、今後のまちづくりの指針となるもので、洞爺湖町がめざす将来像を実現するための目標や施策の大綱を掲げるまちづくりの最上位計画で、虻田・洞爺合併協議会で策定した「新町建設計画」を基本として策定しています。

第4節 経済社会情勢の変化

国内における経済は、長引く不況から脱却し1965年代から70年代いざなぎ景気をも超える好景気といわれているが、一部大手企業などを除き、景気回復を実感するには至っていない状況であります。当町においても、観光客の入込み数の回復なども見られるが、噴火以前の状況には至っておらず、たび重なる噴火災害の影響を受け民間企業の倒産や閉店・休業のほか、家計所得の伸び悩みや雇用が見込まれないなど、住民生活における経済状況は依然厳しく、また、町の財政も緊迫した状態が続いています。

一方では、経済的背景に加え、急激な社会状況の変化が加速し、人口減少と年齢構成の変化が世代間の問題を増大させる「少子高齢化」、情報技術革新がもたらす地域間や個人間の情報格差がひろがる「高度情報化」、外国の製品や産物があふれ国際競争が激化することにより地域産業の空洞化が進む「経済のグローバル化」国、地方の危機的財政状況からの脱却をめざす「地方財政の構造改革」など、地域の構造変化が確実に進行しています。

このような経済社会情勢の中、生活の質の向上を求める町民の多様なニーズは「地域の自治」を重視する方向に変化しており、これからのまちづくりは町民、団体、事業者それぞれが避けることのできない社会的変容の中で、自分たちのまちは自分たちでつくるとい

う「自治の理念」のもと地域が活力を持ち、いかに「自立」していくかが重要です。

第5節 洞爺湖町の特性と課題

洞爺湖町は、北海道の中央南西部に位置し、道都札幌市及び北海道の空の玄関・新千歳空港から車で2時間の圏内にあり、道央圏諸都市からも比較的近い距離に位置し、北海道縦貫自動車道やJR室蘭本線が走り、虻田・洞爺湖インターや特急の停車駅である洞爺駅を有し、海岸線に沿って走る国道37号と札幌市に直結する国道230号が結節する交通の要衝にあります。

また、支笏洞爺国立公園としての活火山有珠山や洞爺湖を配し、南は、内浦湾（噴火湾）に面している「美しい湖と豊かな海、緑あふれる大地」にまつまれた素晴らしい自然環境・景観と、全国的に有名な温泉郷を有する観光のまちとして、温暖な気候と肥沃な土地、都市に近接する立地条件等を活かした農業のまちとして、さらには、内浦湾の静穏な海域を生かした水産業のまちとして、多種多様の特性とさらなる発展の可能性を有しております。

これら農業・水産業・観光業の基盤となる自然環境と地域環境は、住民の貴重な財産であり、有効な地域資源であることから、環境・景観保全を基本に、まちの活力につなげていくことが、必要な課題とされています。

急速に進む少子高齢化社会への対応や定住対策が重要課題とされている中、当町の高齢化率は29%と高い数値を示しています。次代を担う子どもたちの育成や子育て環境、文化・芸術・スポーツ・人材育成の充実などにより、人々が集い交流する活力を生みだしながら、地域性や福祉環境を生かした健康づくりや高齢者、障害者への支援を促進するなど、だれもが健康で安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

さらに、国の三位一体改革や噴火復興事業の影響などによる厳しい財政状況下において、財政運営の健全化への取組みが求められる中、住民と行政とのパートナーシップを強化し、ともに考え行動する協働体制、地域を尊重した自律・自立のまちづくりを一層進める必要があります。

第2章 計画の構想

第1節 洞爺湖町の将来像

○交流・連携による活力づくり

地域の産業が活力にあふれることは、この地域が発展し続けるために極めて重要です。

当町の大きな財産である「豊かな自然」を活用し、多くの人々が集い交流する観光地づくり、観光との連携・融合による農水産業など産業の活性化を柱とした活力あふれるまち、さらには、住民同士のふれ合いや学び合い、こころの結びつきを大切に育むことのできる活力に満ちたまちをめざします。

○安全・健康・環境を重視した暮らしづくり

一人ひとりが生涯にわたって健やかに暮らしていくことは、だれもが持っている願いです。このことから、住民一人ひとりの命と暮らしを大切にしたい災害に強い安全なまちづくりや環境との共生を重視した循環型のまちづくりを進め、だれもが健康で安心して暮らせるまちをめざします。

○協働・自立のまちづくり

まちづくりは常に住民に向かってなされなければなりません。住民一人ひとりの意見や声を大切にしながら、さらには住民と行政がともに考え、ともに行動する「協働のまちづくり」を進めることにより、地方分権時代にあって自律・自立したまちをめざします。

これらのことを踏まえ、当町のもつ地域特性を最大限に活用しながら、住民一人ひとりが幸せを実感し、望まれて次代まで住み継がれるまちをめざしていくため、総合計画における将来都市像を

「^{うみ}湖海と火山と緑の大地が結びあい元気をつくる交流のまち」

と定め、その実現に向けたまちづくりを進めます。

第2節 まちづくりの主要指標

1. 人口・世帯数

平成17年の国勢調査によると、日本の総人口は減少局面に入り、その人口の減少はある限られた地域の問題ではなく日本全体の問題となっています。

こうした中、北海道の人口はすでに減少傾向が続いており、当町においては平成17年

には増加しておりますが、平成12年の調査時点が噴火により他市町への避難者があったことによる影響と推定されることから、昭和60年以降、当町においても長期的な減少傾向にあるといえます。

現在、当町の人口は11,343人（平成17年国勢調査）となっておりますが、総合計画の推進により魅力あるまちづくりを進めることで、可能な限り人口の減少を少なくすることをめざし平成28年の常住人口を8,800人～9,100人と設定します。

また、一般的な目標人口は、常住人口であります。上下水道、ごみ処理、公園、道路等すべてについて観光客入込み数、宿泊客数の交流人口を反映することが必要なことから常住人口と交流人口を合わせて最終的な目標人口とします。

このような考えに基づき、平成17年度の観光入込み総数は、4,116千人で1日平均11,300人、うち宿泊客総数は744千人で1日平均2,000人であり、また、今後海外観光客を含め増加が見込まれる要素があることから、これらの交流人口12,000人と設定し、目標人口を20,800人～21,100人と設定します。

	平成7年		平成12年		平成17年		平成28年	
目標人口	—		—		—		20,800～21,100	
交流人口	11,450		5,980		11,300		12,000	
総人口	12,805	100.0	10,622	100.0	11,343	100.0	8,800	100.0
0歳～14歳	1,897	14.8	1,378	13.0	1,256	11.0	850	9.6
15歳～64歳	8,309	64.9	6,553	61.7	6,631	58.5	4,830	54.9
65歳以上	2,599	20.3	2,691	25.3	3,456	30.5	3,120	35.5
世帯数	5,096	—	4,286	—	4,830	—	4,470	—

（平成28年の目標人口はコーホートセンサス変化率法を基に算出しています。）

2. 就業構造

当町の産業のうち、第1次産業は、全般的に減少傾向にあり、第2次産業は、やや増加傾向にあります。また、第3次産業については、やや増加傾向にあることから目標年次の平成28年には、生産年齢人口を65歳までとして、4,990人、第1次産業15.5%770人、第2次産業19.9%990人、第3次産業64.6%3,220人になると思われま。

	平成7年		平成12年		平成17年		平成28年	
産業別人口1次産業	945	14.0	778	15.6	736	13.5	770	15.5
産業別人口2次産業	1,252	18.6	999	20.0	911	16.7	990	19.9
産業別人口3次産業	4,539	67.4	3,224	64.5	3,797	69.8	3,220	64.6
合計	6,736	100.0	5,001	100.0	5,444	100.0	4,990	100.0

第3節 土地利用の基本方向

1. 土地利用の基本方針

当町の面積は、180.54k㎡で、噴火湾に面した本町地区と洞爺湖に面した洞爺湖温泉地区、月浦地区、洞爺下台地区とそして羊蹄山麓に続く平坦地の洞爺高台地区、花和地区の大きく3地区に分かれています。

土地の利用状況をみると、農用地17.07%、森林25.74%、原野14.76%、宅地2.45%、その他（湖沼等）39.98%の構造になっています。

土地は、将来にわたり住民生活や様々な産業活動に深く結びついた限りある資源であり、住民にとってかけがえのない資産であることから、将来像の実現に向けて総合的かつ計画的な土地利用を図る必要があります。

このため、土地の利用を計画するにあたっては、国及び道の国土利用計画をはじめ都市計画法など地域の振興整備計画と有機的に整合性を十分図りながら、基本方針を以下のとおり定めます。

（1）環境・景観保全を基調とした土地利用の推進

当町の最大の財産である優れた自然環境・景観の次代への継承をはじめ、美しく文化の香りたどよう景観の形成、森林や農地の持つ環境保全・景観形成機能の持続的な発揮、環境負荷の少ない循環型のまちづくりを見据えた、環境・景観保全を基調とした土地利用を推進します。

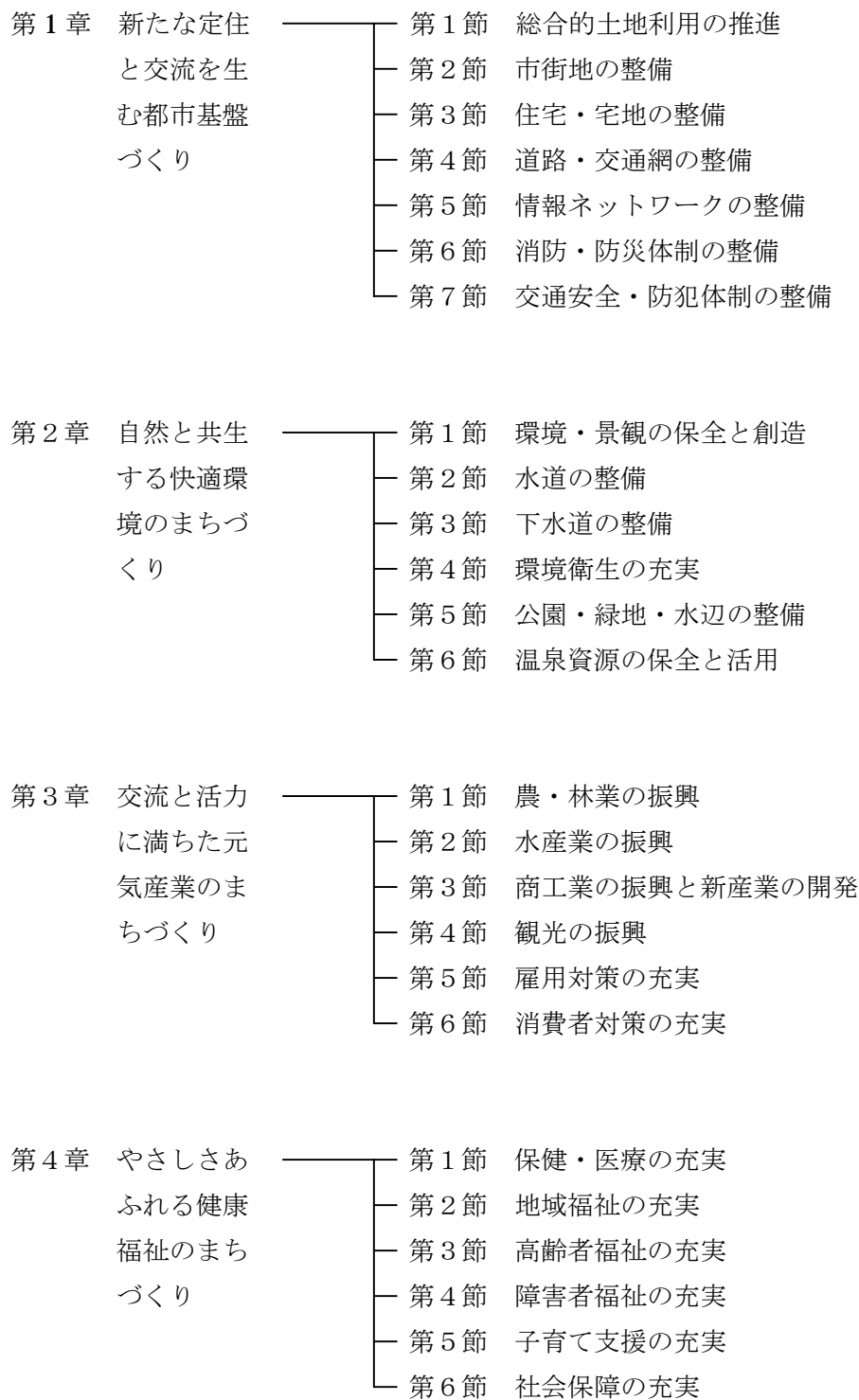
（2）定住と交流を促進し、活力を生む土地利用の推進

当町のまちづくりの中心となる観光・交流基盤の強化をはじめ、農・水産業の生産環境の充実、にぎわいある市街地環境・商業環境の再生と創造、快適な住宅地の形成、多様な道路・交通ネットワークの形成など、定住・交流人口の増加と当町全体の活力向上に向けた土地利用を推進します。

（3）安全・安心な暮らしを確保する土地利用の推進

有珠山噴火災害から復興、当町全体の防災機能の強化によるあらゆる災害に強いまちづくりを基本とした、安全・安心な暮らしを確保する土地利用を推進します。

第4節 施策の体系



第5章 人が輝き文化が香る生涯学習のまちづくり	第1節	生涯学習社会の確立
	第2節	学校教育の充実
	第3節	青少年の健全育成
	第4節	スポーツ活動の促進
	第5節	芸術・文化活動の促進と文化遺産の保存・活用
	第6節	国際交流・地域間交流活動の展開

第6章 とともに築く協働・自立のまちづくり	第1節	男女共同参画社会・人権尊重社会の形成
	第2節	コミュニティ活動の促進
	第3節	協働のまちづくりの推進
	第4節	自律・自立の自治体経営の推進

第2編 基本計画

第1章 新たな定住と交流を生む都市基盤づくり

第1節 総合的土地利用の推進

【動向と課題等】

土地価格の下落などの変動、開発・保全問題の高まりなどを受け、住民の土地に対する関心が高まるとともに、土地利用方針の明確化、的確な土地利用の誘導など土地政策の強化が必要となっています。

また、高齢化や離農などに伴う遊休農地の拡大、森林等の不在地主の増加などとともに、遊休地や低利用用地の有効利用が問われています。

このような中、当町市街地について虻田地区は駅前を中心として市街地が形成され、平成元年から事業化された国道37号拡幅整備を契機に街路事業の駅前大通線、海岸通整備事業に合わせて子供、高齢者など弱者に優しい街づくりを進めております。

さらに、防災の観点から役場・防災センターと消防署が合築した形で総合庁舎が建てられ、JR室蘭本線を横断する自由通路（跨線自歩道橋）が建設されるなど、今後の噴火時の避難に備えたまちづくりが行われてきました。

洞爺湖温泉地区は、道道洞爺湖登別線、町道洞爺湖温泉大通り線を中心に市街地が形成されております。しかし、2000年噴火により道路、公営住宅、学校などのインフラが大きく被害を受けました。その中でも公営住宅がある地域は砂防指定地域となり、多くの住民が虻田地区などに移転を余儀なくされました。また、洞爺湖温泉大通り線の湖畔側は大型ホテル等が連立しておりますが、山側では住民を対象としていた店舗の閉鎖により、空き地や空き店舗等が目立つ状況となっています。その解消のため中央通拡幅整備事業とともに、平成16年度から進められた「魅力ある観光地づくり整備事業」により観光再生の取組みも進められてきていますが、さらに既成市街地の再整備、公共施設等の適正配置を進める必要があります。

次に洞爺地区は、洞爺湖の北側に位置し、羊蹄山ろくに続く農業地帯の高台地区と、湖畔沿いの住宅地等を中心とした下台地区に大別され、すぐれた景観資源を有する地域にあります。その資源を効果的に生かすため、無秩序な宅地等の開発造成を抑止しながら自然環境の保全に努め、総合的な土地利用を進める必要があります。

2000年噴火による地殻変動があった地区（洞爺湖温泉、泉、高砂町、三豊、入江）の地籍の再調査も進められております。

【基本方向】

◇人々が集い交流する安全・安心・快適な市街地環境を創造するため、都市計画マスタープランを基本として、街並み整備や駅周辺整備をはじめとする既成市街地の再生整備や新市街地の形成誘導を進め環境・景観保全を基調とした土地利用及び都市機能の充実を図ります。

また、2000年噴火災害を踏まえ、有珠山火山防災マップを基に総合的な土地利用を推進するとともに、噴火による地殻変動のあった地域での地籍の再調査を引き続き進めます。

【主要施策】

◇既成市街地の再生整備を進めます。

◇都市地域、農業地域など土地の総合的な利用を図るため、土地利用計画の見直しを進めます。

◇住宅地域の計画的形成と良好な環境を維持します。

◇宅地、商業用地、観光面を含めた公共施設等の適正配置を進めます。

◇噴火災害（地殻変動）による地籍の再調査を進めます。

【地目別面積割合】

区 分	合 計	田	畑	宅 地	山 林	牧 場	原 野	雑種地	その他
面 積	180.54	2.28	25.44	4.43	46.48	3.10	26.64	3.66	68.51
構成比	100	1.26	14.09	2.45	25.74	1.72	14.76	2.03	37.95

第2節 市街地の整備

【動向と課題等】

合併により本町の市街地は大まかに洞爺町地区、洞爺湖温泉地区、虻田本町地区の3地区となっています。ここ10年、世帯の数は少子化、産業の停滞、2000年噴火等による人口の減少にも拘らず、それを上回る核家族化により微増しているところです。その分、街なみは分散し、賑わいの乏しい街となりました。このことから利便性が高く、安全で安心な快適な街づくりのためにも、道路公園の整備など総合的住環境の充実を図り、コンパクトで賑わいのある街づくりを行なうことが課題となっています。

【基本方向】

◇適切な規制と誘導により、市街地における都市機能の充実を図り、安全性、利便性、快適性の高い市街地整備を推進します。

【主要施策】

- ◇市街地の無秩序な拡大を抑え、賑わいのあるコンパクトで快適な市街地形成を図るため、用途地域の見直しを行ないます。
- ◇防災上の観点から、道路、公園、広場等の公共施設の適正配置を図ります。
- ◇都市計画マスタープランの見直しを進めます。
- ◇洞爺地区の秩序ある環境保全を図るため、準都市計画区域設定等の検討を図ります。

第3節 住宅・宅地の整備

【動向と課題等】

住宅は、人々が生活を営む上での基盤となるものです。近年の高齢化や家族観の変化などに伴う核家族化や急速な社会情勢の変化の中で、快適で質の高い生活空間を作り出すため、安全で良質な住宅、新しい生活様式や価値観に対応した住宅・宅地を確保することが求められています。当町ではこれまでに人口の歯止めや若者定着の観点からも宅地の提供、単身住宅の建設や雇用促進住宅の誘致等を行ってきたところです。今後とも多様な町民ニーズにあった住宅・宅地の提供を図るとともに快適で暮らしやすい住環境整備の推進が求められています。

町営住宅においては、現在管理している783戸の適正な維持管理とともに老朽化した住宅の改築が必要となっています。

【基本方向】

- ◇快適な住居環境に つつまれた良好な住宅宅地の供給確保は、人口の定着を促し、また、町外からの人口流入を図るうえでの基本政策となるものです。そのための住宅宅地の確保・開発を図ります。
- ◇町営住宅については、適切な維持管理を図るとともに、老朽住宅の建替え、改修等においては、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を推進します。

【主要施策】

- ◇町営住宅については、全町内での適正な戸数及び配置計画のもと、老朽化した団地等の建替えの推進を図ります。
- ◇町営住宅の適切な維持管理を図ります。
- ◇良質な宅地確保のため、未利用地等を活用した宅地の提供や適切な規制による民間宅地開発の誘導を図ります。

【住宅確認申請件数】

年次	総数	住居専用	住居併用	その他
平成7年	112	58	11	43
平成12年	62	21	1	40
平成17年	54	16	2	36

【町営住宅の管理戸数】（平成18年実績）

団地名	戸数	建設年次	階数	団地名	戸数	建設年次	階数
清水	66	S36～H13	1～3階	白鳥	12	H16	3階
あさひ	30	H16	5階	のぞみ	102	H12～H16	3～4階
新青葉	26	S61～S63	3階	月浦	36	S56～H13	2～3階
青葉第2	16	H16	2階	美沢	64	S41～H16	1～3階
高砂	81	H13～H14	4～5階	錦川	12	S53	1階
コスモス	54	H12	3階	3号	24	H6～H7	3階
ひまわり	68	H16	4～5階	緑沢	24	S46～S47	1階
板谷川	32	S50～H3	1～2階	オアシス	18	H2	3階
泉公園通	60	H9～H12	3～4階	ホープ21	18	H6	3階
柳川通	40	S58～S59	5階				

【住宅所有の関係別推移】（国勢調査）

年次	総数	持ち家	公営・公社の借家	民営借家	給与住宅	間借り	その他
平2年	4,755	2,470	723	822	432	57	251
平7年	5,040	2,533	754	855	476	85	337
平12年	4,270	2,556	707	516	313	33	145
平17年	4,738	2,567	788	681	336	75	291

第4節 道路・交通網の整備

【動向と課題等】

産業経済活動の拡大、生活の広域化、地域間交流の活発化などにより、道路の重要性がますます高まり、高規格幹線道路など広域幹線等の整備が望まれるほか、車両の増大、大型化に対応した各地域の既存道路の改良などが課題となっています。

当町は、有珠山噴火により、国道や幹線町道が通行不能となり、道路網全体が大きく変化しました。

これにより、新国道230号の建設が平成19年3月に完成し、同じく国道37号拡幅事業も順調に進められており、虻田洞爺湖インターの移設、道道洞爺虻田線（都市計画道路インター通含む）整備事業も実施されておりますが、国道230号における留寿都村との町村境区間の直線化への取組みが必要とされています。

道道は、隣接町村や町内集落を結ぶ幹線道路として、洞爺湖登別線、洞爺虻田線、岩内洞爺線、洞爺公園洞爺線、豊浦洞爺線、豊浦京極線、仲洞爺留寿都線の7路線があり、町内延長は47.1kmで、改良率99.4%、舗装率97.9%となっていますが、^{きょうあい}狭隘で急カーブの箇所も多く改良を必要としています。

町道の現況は、平成17年現在で390路線、延長227.9kmで、改良率68.5%、舗装率56.4%となっており、一層の整備促進が必要であります。

また、バス交通網の維持及び利便性向上の促進のほか、冬期の除雪体制についても、日常生活に対応した除雪の実施に努めていますが、今後ともさらに迅速化が必要とされています。スタッドレス化により冬期の交通安全を推進するため、^{きゅうはん}急坂やカーブ交差点などの安全施設の整備が必要とされています。

【基本方向】

◇道路は町民生活の利便性の向上を図るうえで最も身近なものであるとともに、防災上等の観点からも欠かすことのできないものです。

このため、道路・橋梁の新設改良等の整備を推進するとともに、既存道路の維持保全を図り、弱者に優しい安全で快適良好な道路環境の整備に努めます。

また、広域交流機能としての一層の利便性としての役割強化を図ります。

【主要施策】

◇虻田洞爺湖インターチェンジ移設事業の早期完成を図ります。

◇国道37号歩道整備事業の整備促進を図ります。

◇道道洞爺虻田線西廻り、インター通、中央通の整備促進を図ります。

◇眺湖通、インター通（旧 山の手通）の道道昇格及び整備促進を図ります。

◇旧町村から引き継がれている町道の整備促進を図ります。

- ◇道の駅の整備を推進します。
- ◇洞爺湖温泉街の交通ターミナルの整備を図ります。
- ◇生活路線の維持に努めます。
- ◇国道230号留寿都村との町村境区間の直線化の促進を図ります。

【主要施策箇所略図】



第5節 情報ネットワークの整備

【動向と課題等】

近年、インターネットのめざましい普及に代表されるように、情報通信技術は日々発展し、住民が様々な情報やサービスを受けられる有効な手段となっています。

当町においても、地域イントラネット基盤整備事業により、光ケーブル・無線LANにより主要施設間のネットワーク整備を行ってきました。また、各家庭においてもブロードバンド（ADSL・光回線）の普及により、町内の約80%（推定）が高速通信回線の利用が可能となっています。

今後、この基盤を有効活用し、行政事務の効率化はもとより、行政情報の提供や各種申請事務等の電子化などサービスの向上を図っていくことが必要であります。

次に、2004年に総務省が発表したU-Japan 政策の中では「いつでも、どこでも、誰でも、誰でも」をキーワードとして、ユビキタスネット社会（何時でも何処でも意識せずに、情報通信技術を利用できる社会のこと）を2010年までに実現することを目標としており、当町においても、町民のニーズと費用対効果のバランスを考慮し、個人情報保護を行いながら、情報通信技術を活用した行政サービスの提供を推進していく必要があります。

【基本方向】

- ◇情報通信技術を活用した環境の整備を推進します。
- ◇情報通信技術を活用した行政サービスの向上を図ります。
- ◇情報通信技術を活用した行政事務の効率化を推進します。

【主要施策】

- ◇ユビキタスネット社会を見据え、地域情報化計画を策定します。
- ◇総合行政ネットワーク（LGWAN）や北海道電子自治体共同システム（HARP）の利活用を推進します。
- ◇ブロードバンド未整備地域や住民の情報格差是正方法について検討します。
- ◇産業・観光の積極的なPRを推進するため、ホームページの充実を図り、積極的な情報発信に努めます。
- ◇防災無線等との連携など、情報基盤の有効活用について、様々な視点から活用方法を検討します。
- ◇電子申請や電子入札など情報通信技術を活用した新しい行政サービスについて、国の動向、住民のニーズを考慮しながら検討します。
- ◇文書管理、電子決裁などによるペーパーレス化、データベース化による行政事務の簡素化・効率化を図り、コストの削減に努めます。

- ◇情報セキュリティ対策を推進し、適正な情報管理を行なうことにより、個人情報などの漏洩防止に努めます。
- ◇職員の I T 講習を計画的に実施し、知識・技能を向上させ、安全・安心なシステム運用に努めます。

第6節 消防・防災体制の整備

【動向と課題等】

有珠山噴火災害の教訓を踏まえ、火山災害をはじめ大地震、火災、風水害などのあらゆる災害に強いまちづくりを総合的に進めるため、広域的な常備消防・救急体制及び消防団の充実を進めるとともに、地域防災計画の策定のもと、火山監視体制や広域的な支援体制を含めた総合的な防災体制の確立をはじめ、住民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成、備蓄施設等防災施設・設備の整備充実、緊急時の情報通信体制の充実、さらには洞爺湖面を利用した水上避難ルートの整備促進など、避難体制の整備を図る必要があります。

また、緊急時の情報通信体制の充実として、必要なデジタル同報系防災無線を洞爺地区に整備し、既に整備されている虻田地区についても計画的にデジタル化すべく検討し、計画的な更新を図る必要があります。

さらに、洞爺湖消防署洞爺支署など、消防・防災施設の整備拡充と合わせて地域消防・防災体制の充実、救急業務体制（搬送体制の充実、救急医療機関とのネットワーク強化）の充実を図る検討が必要であります。

【基本方向】

- ◇災害時に被害を最小限に食い止めることができるよう、防災施設の充実化を図るとともに、防災意識の高揚及び防災知識の普及啓発に努めます。
- ◇火災予防対策と防災思想の普及啓蒙を進めます。
- ◇消防機器や施設の省力、軽量化及び設備と水利の適正配置を図ります。
- ◇消防団員の確保と活性化対策を推進します。
- ◇救急業務の高度化及び医療機関との連携を図ります。
- ◇将来的な災害を想定した有珠山火山防災マップの活用を図ります。
- ◇洞爺湖消防署洞爺支署施設の整備拡充に努めます。

【主要施策】

- ◇近年多発している大規模自然災害を踏まえ、地域情報の変化や実状に沿った「洞爺湖町地域防災計画」の策定及び修正を随時実施し、迅速及び適切な対応がとれる体制づくりや、それらの広報活動・町民への防災意識の高揚を図ります。
- ◇噴火災害や地震、津波などを想定した防災訓練を実施して意識の向上を図ります。
- ◇近隣市町をはじめとする、町外団体との広域応援体制づくりを推進します。
- ◇災害発生時に、安全かつ迅速に避難できるように避難道路の確保と整備を推進します。
- ◇災害弱者に対する避難伝達の検討整備と、情報伝達システムの一元化を図ります。
- ◇火災予防指導を強化するため、防火管理体制の充実、予防業務の強化並びに民間の防

火協力団体等の育成と防火思想の普及・高揚を図ります。

- ◇近年の消防を取巻く環境も複雑化している状況から、火災をはじめ各種災害に対応し得る機器及び設備の近代化・科学化を推進し、消防力の強化に努めます。
- ◇消防団員の減少や高齢化問題の対策として、青年層を対象に新規団員の確保並びに婦人消防団員の増加を積極的に推進します。
- ◇救命率向上のため応急手当講習会の開催をするとともに交通事故増加、高齢化の進行、医療構造の変化等に、迅速・適切に対応する体制づくりとして、医療機関との連携強化に努めます。
- ◇洞爺湖消防署洞爺支署施設の整備拡充に努めます。

第7節 交通安全・防犯体制の整備

【動向と課題等】

交通量の増大と車両の大型化、高速化が進み、交通事故防止対策が必要性を増している中、子どもから高齢者までのすべての住民や、訪れる観光客が安全に利用できる交通環境づくりに向け、関係機関・団体と連携しながら、交通安全教育・啓発活動を推進し、住民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備が求められています。また、全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発するなど、安全・安心な暮らしの確保に向け、関係機関・団体と連携しながら啓発活動を推進し、住民の防犯意識の高揚や地域ぐるみの安全活動の促進に努めるとともに、防犯灯などの安全な環境整備を進める必要があります。

【基本方向】

- ◇交通安全意識の高揚及び生活道路の体系的整備を図るとともに、交通安全施設を整備し、子どもから高齢者まで全ての住民、観光客が安全に利用できる交通環境づくりを進めます。
- ◇住民の防犯意識の高揚や子どもを犯罪から守るなどの地域安全活動を促進します。

【主要施策】

- ◇歩道の設置、交通標識の設置、街路灯の整備など、交通安全環境の整備に努めます。
- ◇交通安全教育の充実及び交通安全運動の推進により、交通安全思想、知識の普及啓発に努めます。
- ◇防犯協会など関係団体や警察、教育委員会等関係機関と連携し、地域ぐるみの地域安全活動、防犯教育の実施を推進します。
- ◇防犯灯の整備に努めます。
- ◇かけこみの家など地域ぐるみで、防犯体制の取組みに努めます。

第2章 自然と共生する快適環境のまちづくり

第1節 環境・景観の保全と創造

【動向と課題等】

洞爺湖や有珠山など世界に誇りうる優れた自然資源を有するまちとして、環境・景観を重視したまちづくりを進めるため、支笏洞爺国立公園をはじめとする自然環境・景観の保全や、洞爺湖・河川・海域の水質汚濁の防止から地球温暖化の防止まであらゆる環境問題への対応、省資源・省エネルギーの促進、新エネルギーの導入、美しい街並み景観づくり、環境学習の推進、環境にやさしい農・水産業の促進、さらには住民や事業者の環境にやさしい行動の促進など、環境・景観を総合的にとらえた施策を一体的に推進する必要があります。

【基本方向】

- ◇官民一体となった公害監視体制の確立を進めます。
- ◇環境・景観保全に関する総合的計画の策定を図ります。

【主要施策】

- ◇噴火湾海底環境の改善を図ります。
- ◇洞爺湖周辺森林の保全を図るとともに、小河川の水質保全に努めます。

第2節 水道の整備

【動向と課題等】

当町の水道は、上水道事業として、計画給水人口10,200人、1日最大給水量8,637m³の給水量を持ち、簡易水道事業として、計画給水人口2,050人、1日最大給水量1,243m³の給水量で、それぞれ虻田地区、洞爺地区の給水を行なっています。

有珠山噴火災害等により人口減はあるが、ライフスタイルの変化、洞爺湖温泉の観光人口対応など、様々な水需要に応えるために、良質で安定した水源・水量の確保が必要となっています。

また、水道普及率の低い簡易水道事業については、未普及地域の解消に努力する必要があります。

次に、地域特性に応じて整備されてきた上水道施設、簡易水道施設について、合併を機に維持管理を中心とした統合等の検討と事業経営の健全化、危機管理体制の確立が課題となっています。

【基本方向】

◇快適で健康な住民生活に不可欠な安全で良質な水の安定供給を図るため、施設の老朽化や緊急時への対応、未給水区域の解消等を総合的に勘案し、水源及び周辺地域の環境保全に努めながら、配水管をはじめとする各種水道施設（上水道、簡易水道）の整備を推進します。

【主要施策】

- ◇老朽管布設替など施設更新の計画的な実施より、水道水の安定供給を図ります。
- ◇漏水調査事業を計画的かつ効率的に実施し、不明水の減少と有収率の向上を図ります。
- ◇水道事業経営合理化の推進を一層図り、事業会計の健全経営に努めます。

【給水人口・給水量】平成18年3月31日現在

(単位 : 人・m³)

	地区	水道施設	計画給水人口	現在給水人口	総人口	普及率	1日最大給水量
平成 17年	虻田地区	上水道	10,200	9,258	9,309	99.5%	8,637
	洞爺地区	簡易水道	2,050	1,650	1,885	87.5%	1,243
	計		12,250	10,908	11,194	97.4%	

第3節 下水道の整備

【動向と課題等】

洞爺湖や河川、海域の水質及び自然環境を保全するとともに、清潔で快適な居住環境を確保するため、市街地における公共下水道の普及促進、関連施設の整備充実に努めるとともに、その他の区域においても、合併処理浄化槽の設置促進を図る必要があります。

また、環境に配慮し、下水処理水や汚泥の有効利用についての検討が課題となっています。

洞爺地区における下水道普及率が虻田地区に比べ低い状況となっていますが、集落が点在しているため、集合処理事業での区域拡大は難しい状況となっており、水洗化に向けた取組みが課題となっています。

また、地域特性に応じて整備されてきた下水道施設について、事業経営の健全化に努める必要があります。

【基本方向】

- ◇各地域の実情にあった整備手法を検討し、下水道普及率の向上を図ります。
- ◇整備区域内におけるさらなる水洗化促進、下水道施設の維持管理の効率化及び事務事業の合理化を基に事務経営の健全化に努力します。

【主要施策】

- ◇公共用水域の水質保全、生活環境の改善及び浸水地区の雨水排除を図るため、汚水、雨水施設の計画的な整備を促進します。
- ◇下水道処理区域内住民の理解と協力を得ながら、水洗化率の向上に努めます。
- ◇処理場からの放流水の水質管理や汚泥処理など環境保全対策の充実に努め、施設の維持管理体制の強化を図り、また、汚泥などの発生資源の有効利用に努めます。
- ◇公共下水道計画区域以外の地区における生活環境の改善を図るため、地域に応じた処理方式により整備を促進します。
- ◇下水道事業経営合理化の推進を一層図り、健全経営に努めます。

【下水道普及状況】平成18年3月31日現在

(処理区域内人口 9,523人、水洗化人口 8,129人)

(単位 : 戸)

年次	全体			本町地区			洞爺湖温泉地区			洞爺地区		
	対象世帯	接続戸数	水洗化率	対象世帯	接続戸数	水洗化率	対象世帯	接続戸数	水洗化率	対象世帯	接続戸数	水洗化率
平成17年	4,507	3,715	85.4%	3,196	2,589	85.3%	801	702	86.7%	510	424	84.0%

第4節 環境衛生の充実

【動向と課題等】

省資源対策や環境問題とも相まって、ごみ減量化やリサイクルへの取組みが必要となっていることから、循環型の廃棄物ゼロ社会の形成をめざし、西いぶり広域連合による広域処理体制の充実のもと、住民や事業者への啓発活動を推進しながら、分別排出の徹底や生ごみの堆肥化、循環型社会の構築に向けた3R運動（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生使用）の促進や不法投棄の防止に努めます。また、広域的なし尿処理体制の充実に努めます。

墓地及び火葬場についても、整備充実・適正管理を図る必要があります。

【基本方向】

- ◇し尿処理の効率的な収集、運搬、環境保全に努めます。
- ◇霊園、火葬場の整備と適正管理に努めます。

【主要施策】

- ◇し尿及び浄化槽汚泥の適正処理に努め、公衆衛生の向上や生活環境の保全を図ります。
- ◇伊達市下水道終末処理場で合同処理を行なう、し尿処理施設整備を進めます。
- ◇霊園の造成と周辺地域の環境整備に努めます。
- ◇火葬場の適正管理と整備充実に努めます。
- ◇環境衛生の充実（3R運動の促進、環境美化の日運動の推進）を図ります。
- ◇不法投棄防止のための啓発活動の推進と、関係機関の連携による実施すべき施策の検討を図ります。

【ごみ処理の状況】 西胆振広域連合ごみ処理施設への洞爺湖町搬入分

年 度	処理人口	年間処理量	1日平均 処 理 量	1人1日 排 出 量	収集車両 台 数
平成15年度	11,376人	5,918t	16.21t	1.42kg	8台
平成16年度	11,258人	4,309t	11.80t	1.04kg	8台
平成17年度	11,209人	3,973t	10.88t	0.97kg	8台

第5節 公園・緑地・水辺の整備

【動向と課題等】

近年は、経済性や機能性ばかりではなく、うるおいある生活環境が指向されており、地域における緑化や花いっぱい運動、景観整備、地域性や文化性豊かな地域づくりが活発化している状況にあります。

そのような中、住民のいこいの場、レクリエーションの場、子どもの遊び場の確保と防災面の機能強化に向け、緑の基本計画の策定のもと、身近な公園・広場等の適正配置を図る必要があります。

また、町内外の人々の観光・交流の場として、河川周辺や海岸、湖岸、森林、歴史資源等を活用した特色ある親緑・親水空間の整備が課題となっています。

さらに、公園・緑地・水辺等のネットワーク化やまちぐるみの花いっぱい運動、緑化運動の展開を図り、花と緑あふれる環境づくりの充実を図る取組みを進める必要があります。

【基本方向】

◇公園や緑地は町民の憩いの場、健康づくりの場であるとともに、都市景観の形成や防災避難の場としても重要な役割を果たしています。

このため、潤いと安らぎのある公園整備を推進するとともに、その適切な配置を図ります。

また、既設公園については公園の機能充実、質の向上に努めます。

◇水辺の整備については、災害防止のため未改修河川の整備を進めるとともに、自然環境を活かした親水環境の創出に努めます。

【主要施策】

◇幼児や児童の安全な遊び場として、ちびっ子広場や公園の適正配置を図るとともに適正な維持管理に努めます。

◇町民のみならず観光客にも利用効果のある公園緑地整備を図ります。

◇存在効果のある公園緑地整備を図ります。

◇水辺については環境保全を図るとともに災害防止の観点からその整備を図ります。

【公園施設】

No.	名 称	所 在	No.	名 称	所 在
①	たかさご公園	高砂町 37-86	②	中央公園	温泉 131-1
③	有珠山噴火記念公園	温泉 147	④	みんなの森公園	栄町 63 - 1
⑤	歴史公園	入江 103	⑥	清水公園	清水 13-1
⑦	西山火口風致公園	泉 336-1	⑧	入江・高砂貝塚公園	高砂町 62-1
⑨	1 区小公園	本町 124-1	⑩	2 区小公園	本町 150-2
⑪	足湯ポケットパーク	温泉 91-9	⑫	桜公園	泉 367-1
⑬	月浦森林自然公園	月浦 44-21	⑭	高砂チビッ子広場	高砂町 37 - 85
⑮	青葉台チビッ子広場	青葉町 94-47	⑯	でんでんチビッ子広場	本町 204
⑰	洞爺小公園	洞爺町 475-1	⑱	洞爺中央公園	洞爺町 475-1
⑲	浮見堂公園	洞爺町 484	⑳	曙公園	洞爺町 205
㉑	財田親水公園	財田 131-1	㉒	夕日の見える渚公園	洞爺町 480

第6節 温泉資源の保全と活用

【動向と課題等】

温泉については、多方面での活用が検討されており、京都議定書による環境問題（CO2）についても、環境保全のもと取組みの検討が課題とされています。

当町の温泉資源については、豊富な湧出量を誇り、観光産業をはじめ住民の保養、健康づくり、農業など他産業にも大きな役割が期待されている貴重な資源であることから、一体的、永続的な活用に向け、温泉源の保護・管理体制の充実や温泉供給関連施設の整備充実を図りながら、温泉資源の新たな有効活用方策の検討に努める必要があります。

恵まれた地域資源また、限りある資源として、自然の体系や景観保全を図りつつ、ローカルエネルギーとしての活用を図る必要があります。

【基本方向】

- ◇洞爺湖温泉における現「集中管理配湯方式」にローカルエネルギー（温泉排水、湖水）利用システムを加えた、温泉街全体としてのエネルギー管理の調査・研究を進めます。
- ◇泉地区における新たな温泉資源等の調査研究を図ります。
- ◇洞爺地区温泉資源の安定した供給を図ります。

【主要施策】

- ◇洞爺湖温泉排熱・湖水を利用した温泉街エネルギー利用効率向上F S事業（事業化可能性調査）の検討を進めます。
- ◇西山噴気帯周辺地域温泉開発調査事業の推進をします。
- ◇洞爺地区温泉源の集中管理を図り、管理体制の充実に努めます。

第3章 交流と活力に満ちた元気産業のまちづくり

第1節 農・林業の振興

【動向と課題等】

国際化が急速に進む中、わが国の農業をめぐる状況は大きく変化し、新たな「食料・農業・農村基本法」が制定され、農業の持続的な発展と農村の振興を図り、将来にわたる食料の安定供給と国土の保全など多面的に確保していく、農業政策への転換が図られようとしています。

近年、農業を取り巻く環境は一段と厳しいものがあり、「作れば売れる」時代から「売れるものを作る」時代に変ってきました。

こうした背景には、安全・安心で生産者の顔が見えるもの、そして、健康、本物志向といった消費者ニーズを的確にとらえた農業経営を取り入れ、生産性の向上や一層のブランド化の促進、流通・加工体制の充実促進に努めていく必要があります。

また、農畜産物の直売や観光・体験農業など商工業や観光との連携を図り、農業者自らの取組みを助長することが重要な課題となっています。

さらに、農業の原点を土づくりとし、化学肥料や農薬の^{せよう}施用の削減、有機資材などの活用を図り、安全・安心で美味しい農産物を安定的に供給するクリーン農業を推進するとともに、環境と調和した循環型農業を図らなければなりません。

畜産においては、国際競争力に耐えうる畜産経営をめざすとともに、消費者ニーズに対応した畜産物の安定供給が求められています。このため、自給飼料基盤を十分に活用した酪農・肉用牛生産を基本とし、畜産物にかかる安全・安心の確保、家畜排せつ物の適正な管理と利用の促進、飼養管理技術の向上・高度化等によるコスト低減を図らなければなりません。

今後の農業振興における課題としては、担い手の育成確保や農業経営の法人化の促進が必要とされています。

林業については、民有林 6,279ha 町有林 853ha 国有林 1,052ha 合計 8,184ha であり、総面積の45%を占めている。不在地主が多く整備率が低く、森林のもつ水源かん養、保健休養、国土保全、自然環境の保全などの多面的機能の維持増進を図り、普及啓蒙と合わせ森林の保護に活用を努める必要があります。

また、山地災害等防止機能が重視される森林については、適切な管理を進めるとともに、治山施設の設置を図り、防災機能の高い森林の造成に努める必要があります。

保健休養：(昭和43年から国民のリラクゼーションのため解放している国有林)

・ 農業粗生産額

(単位：千万円)

	総数	米	雑穀 豆類	麦	いも類	野菜	果実	花き
平12	241	7	45	0	36	91	2	1
平17	263	6	27	1	42	123	4	3
	工芸農 作物	種苗・苗 木その他	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	その他 畜産物	
平12	20	0	10	16	2	—	11	
平17	30	0	13	14	×	—	×	

(資料：所得統計年報)

・ 主要作物作付面積

(単位：ha)

	水 稲	馬鈴薯	小 豆	大 根	人 参	キャベツ	レタス
平12	80.83	220.63	272.99	27.95	39.55	45.75	31.40
平17	67.26	207.75	308.36	17.25	40.70	41.15	28.35
	トマト	かぼちゃ	いちご	てんさい	ピーマン	アスパラ	スイートコーン
平12	0.88	37.50	3.60	293.98	2.53	13.85	137.57
平17	4.24	40.71	2.84	259.46	2.45	14.82	107.30

(資料：農林業経営体調査結果報告書、北海道農林水産統計年報)

※近年とみに伸びている品目として長芋があり、平成17年実績で28haの作付面積である

・ 家畜飼育状況

(単位：戸、頭、羽)

	乳用牛		肉用牛		馬		豚		鶏	
	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	頭数
平12	6	356	33	960	7	10	2	×	2	×
平17	5	349	25	768	2	×	2	×	2	×

(資料：農林業経営体調査結果報告書、北海道農林水産統計年報)

※ ×印は個人が特定される恐れがあるため公表できない数字

【基本方向】

◇活力に満ちた元気産業を創造するため、北海道有数の農業地帯である当町の農業については、農業基盤の整備を進めるとともに生産性の向上と一層のブランド化を促進し、他産業との連携、融合により活力あふれる魅力ある農業の実現を図ります。

◇林業を取り巻く環境が厳しさを増し、森林機能の低下が懸念される中、森林が将来にわたって適正に整備・管理されるよう、森林組合を中心とした合理的な林業生産体制の整備のもと、海を育てる森づくりの視点に立ち、森林の保全及び育成、レクリエーションの場としての活用を図ります。

【主要施策】

◇生産性と収益性の高い農業の推進として

- (1) 生産性の向上のための基盤整備に努めます。
- (2) 畑地かんがい施設を活用した、高収益作物である野菜などの新規作物導入や施設の整備を図り、経営の安定に努めます。
- (3) クリーン農業の啓発と推進体制の整備を進め、確立に努めます。
- (4) 地産地消の視点に立った、農畜産物の直売や地域農産物加工の振興に努めます。

◇ゆとりある農業経営の推進策として

- (1) 農業経営基盤強化促進基本構想に照らして、関係機関との連携を強化し認定農業者制度の推進に努め、個別農家・法人経営の農業経営指導体制の充実を促します。
- (2) 自然環境保全、良好な田園景観形成など、多面的機能を発揮した活力のある農村づくりに努めます。

◇担い手の育成と確保として

- (1) 農業研修センターにおける研修活動を実施するとともに、女性が農業経営活動に参画する機会の確保に努めます。
- (2) グリーンパートナー事業を支援します。
- (3) 農業青年の育成やグループ活動の支援に努めます。

◇畜産の振興として

- (1) 家畜ふん尿の適正な処理や有効活用を図り、自然環境の保全に努めます。
- (2) 地域一貫生産の体制整備を促し、ブランド化に努めます。

◇付加価値を高める新たな農業の展開として

- (1) 農業研修センターを核とし、体験農園など都市住民（消費者）との交流を深め、当町農業の理解が得られる情報発信に努めます。
- (2) 地場農産物を活用した洞爺湖町の味覚の開発に努め、食による魅力づくりを推進します。
- (3) 農業と他産業との連携・融合による新たなアグリ・ビジネスの形成支援に努めます。
- (4) 自然エネルギーを活用した高付加価値の農業を推進します。

◇林業の振興として

- (1) 造林関係事業を導入し、適切な森林整備を推進します。
- (2) 山地災害の発生危険性が高い地域では、保安林の指定や治山施設の整備を推進します。
- (3) 森林の多目的利用の推進に努めます。
- (4) 21世紀北の森づくり推進事業推進に努めます。

第2節 水産業の振興

【動向と課題等】

内浦湾の静穏な海域を生かしたホタテ貝の養殖と刺網、定置網漁業、採貝草漁業を中心とした当町の水産業については、かなりの成果をあげてきたものの、沿岸海域の汚染など漁業環境の悪化、生産過剰や輸入過剰に伴う価格暴落など新たな不安定要因もあり、漁業環境の整備と一層の強化が求められています。

また、当町の漁業規模は、海岸線8 km、漁家数は50戸であり、ホタテ養殖業が漁業総生産額の90%を占める基幹漁業となっています。

このホタテ貝養殖漁業は、昭和42年頃より始まり、順調に推移していたが、昭和52年の大量斃死^{へいし}により一時総生産額が2億円台に落ち込み低迷するも、養殖許容量の遵守及び管理技術の改善等により順調に回復し、現在に至っています。しかし、貝毒による出荷自主規制により、出荷期間が冬期に限られていることなど、計画的な出荷や価格の安定への取組みが今後の課題とされています。

また、漁業資源の減少も著しいことから、噴火湾一体となった魚介類の増殖事業への取組みも必要であり、種苗^{しゅびょう}生産放流、魚介類の増養殖など栽培漁業を推進し、資源管理型漁業の確立を図る必要があります。

さらに、ホタテ貝の付着物の適正処理・再資源化による循環型リサイクルなど環境にやさしい水産業の促進に努めるとともに、「地産地消」の視点に立った水産物の直売や観光・体験漁業の展開を図る必要があります。

一方、虻田漁港は平成12年の有珠山噴火時には操業を制限されるなど漁業生産活動停止せざるをえない状況が発生しています。このため、有珠山噴火時においても、漁業活動が営める大磯地区での漁港整備を促進するとともに、活魚等の蓄養施設を整備し、魚介類の付加価値を高め、販路拡大、流通強化への取組みが期待されています。

洞爺湖における内水面漁業については、組合など関係機関との連携のもと、ヒメマス等のふ化・放流による資源の回復を図り、観光資源としての多面的利活用の取組みを図る必要があります。

・ 漁獲高の推移

(単位：トン、百万円)

	総 数		ホタテ貝		魚 類		水産動物		海藻類	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
平 7	8,245	1,105	7,972	1,019	189	58	83	27	1	1
平12	3,500	548	3,378	506	74	27	47	14	1	1
平17	5,795	865	5,625	798	138	29	30	37	2	1

・ 漁家戸数の推移

	漁家戸数	漁業協同組合員数
平 7	65	92
平12	56	80
平17	50	70

・ 階層別登録漁船の推移

	総数		0～3 t 未満		3～5 t 未満		5～10 t 未満		50～100 t 未満		100 t 以上	
	隻数	t 数	隻数	t 数	隻数	t 数	隻数	t 数	隻数	t 数	隻数	t 数
平 7	150	530	113	176	21	88	15	88	0	0	1	178
平12	120	476	86	129	17	74	16	74	0	0	1	178
平17	102	445	65	85	20	87	16	87	0	0	1	178

【基本方向】

- ◇漁港を中心とする漁業生産活動の整備を推進するとともに、流通体制の強化を図り、水産物の需要拡大に努めます。
- ◇ホタテ貝等の付加価値を高めるとともに、消流対策（販路拡大）など活力ある浜づくりを積極的に展開し、漁業経営の強化を図ります。

【主要施策】

- ◇地域水産物供給基盤整備事業計画により災害に強い虻田漁港大磯分区の整備を促進し、生産基盤の整備促進を図ります。
- ◇漁業経営の改善として、漁業経営の近代化、漁業系廃棄物の適正処理、流通体制の改善、観光・物産と結びつけた漁業の推進を図ります。
- ◇種苗生産放流、魚介類の栽培漁業を推進し資源管理型漁業の確立を図ります。
- ◇救難所活動を推進し、海難事故等の予防及び海の安全を図ります。

第3節 商工業の振興と新産業の開発

【動向と課題等】

生活水準の向上やモーターゼーション（自動車の大衆化現象）、情報化などの進展に伴い、消費者ニーズが変化、高度化するとともに消費行動の広域化が進み、商業圏構造が変化している中、当町の商業は、本町地区と温泉地区、洞爺地区の3地区に独立的商圈を形成しており、3地区消費者の商業的な交流がほとんどみられない状況にあります。

また、近隣周辺での大型店舗進出による町内顧客の減少、消費者の町外流出など商店経営にとって厳しい状況が続いています。このことにより個々の商店が消費者ニーズの把握に努め、適切な対応を図っていく必要があります。

商工業の再整備に関しては、観光関連事業等と連動して街並み整備を進め、地域に根ざしたにぎわいあふれる商店街の形成に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、経営体質の強化や地域に密着したサービスの展開を推進して、商店街の活性化を図る必要があります。

次に、水産加工を主とした食料品製造業を中心とする当町の工業については、既存企業の体質強化、経営の安定化、近代化に向けた支援を進めるとともに、新たな企業の誘致について検討し、その実現化をめざす必要があります。

さらに、一体的な産業開発・起業支援体制の整備を図り、各産業の連携・融合による新たな特産品の開発や新産業の開発、新規起業の促進を図る必要があります。

【基本方向】

- ◇地域に根ざした商業の振興、発展を図るため、消費者ニーズを的確に把握しながら、商店街の整備、活性化に努めます。
- ◇他産業との連携を推進し経営基盤強化を図りつつ、地場産物を活用した新たな加工品や味覚品の開発、新規企業の促進を図ります。

【主要施策】

- ◇観光関連事業と連動した商店街の整備を支援します。
- ◇商工会と連携し、消費者ニーズに対応した商店街活動やイベント開催に努めます。
- ◇加工品や味覚品の地産地消を推進します。

・ 工業統計調査（工業従業員数と出荷額）

（従業員 4 人以上の事業所・平成 18 年 12 月 31 日現在）

（単位：万円）

	総 数	食料品	木材木製品	窯業土石 製 品	その他の 製 品
工 場 数	2 1	1 7	1	2	1
従業員数	6 1 8	5 7 1	8	3 1	8
製 造 品 出荷額数	888,650	846,621	×	×	×

× 秘密保持上数値を伏せたもの

・ 商業統計調査

（単位：万円）

	事業所数	従業員数	年間商品販売額
平成 11 年	1 7 9	8 2 5	1, 4 4 8, 5 5 8
平成 14 年	1 5 4	7 2 1	1, 1 3 0, 4 4 5
平成 16 年	1 5 4	6 4 7	1, 0 7 3, 6 2 2

第4節 観光の振興

【動向と課題等】

洞爺湖温泉の宿泊客数は、平成6年の936千人をピークに、景気の低迷などにより年々減少をたどる中、平成12年の有珠山噴火の影響により道外観光客の激減を招き、307千人と大きなダメージを受けその後、官民一体となった国内外での積極的な旅客誘致等を展開し、噴火前の90%程度まで回復傾向にあるものの、修学旅行客については依然厳しい状況が続いています。

近年、景気回復の兆しや外国人観光客の増加などにより、北海道観光は回復傾向にあるものの、一方で従来の団体観光から個人（家族）グループを中心とした形態へと変化し、個々が旅行目的を設定し、場所を選定するなど差別化が進み、地域の特性を活かした体験型観光地へと観光客が移行しています。

洞爺湖畔周辺のキャンプ場利用者等は年間約5万人以上の利用者があります。洞爺湖温泉においても、東アジア圏「台湾・香港・韓国など」からの外国人観光客は年々増加し、昨年度は宿泊客に対する割合が10%を超え、外国人受入れ体制の整備・情報発信を早急に進め、国際競争力のある魅力ある観光地づくりへの変貌が必要となっています。

また、ゆったりと時間を過ごす滞在型観光地をめざし、自然景観を保全するとともに地域の特性を活用し、顧客サービスを充実し、訪れた人々が満足する総合的観光地づくりを進める必要があります。

洞爺湖町の主要産業である観光産業を一層発展させるべく、国際的に魅力ある観光地形成に向けた総合計画策定が必要であり、洞爺湖周辺・有珠山周辺・本町地区（内浦湾周辺）・洞爺地区それぞれの観光資源を最大に活用し「洞爺湖周辺地域エコミュージアム構想」と連動しネットワーク化を進め、広域観光ルート形成に各種取組む必要があります。

・観光客入込み状況

(単位：人)

	総数	日帰客	宿泊客
平成 7年	5,045,519	4,065,876	979,643
平成11年	4,613,971	3,684,997	818,073
平成12年	1,889,050	1,560,186	328,864
平成16年	4,189,448	3,503,691	685,757
平成17年	4,116,218	3,446,266	669,952

・森林博物館入館者

(単位：人)

	一般		団体		合計		
	大人	小人	大人	小人	大人	小人	計
平 7年	24,245	3,218	24,840	3,742	49,085	6,960	56,045
平11年	13,529	2,233	9,382	1,721	22,911	3,954	26,865
平12年	(閉鎖)						
平16年	4,198	1,636	1,436	81	5,634	1,717	7,351
平17年	5,711	950	1,537	320	7,248	1,270	8,518

・火山科学館入館者

(単位：人)

	一般		団体		合計		
	大人	小人	大人	小人	大人	小人	計
平 7年	25,523	5,489	16,343	47,748	41,866	53,237	95,103
平11年	18,466	3,728	10,454	31,991	28,920	35,719	64,639
平12年	(閉鎖)						
平16年	14,934	2,583	13,588	12,083	28,522	14,666	43,188
平17年	14,437	2,648	11,486	10,625	25,923	13,273	39,196

・町営浴場利用者

(単位：人)

	大人	小人	計
平 7年	57,198	11,524	68,722
平11年	54,109	6,892	61,001
平12年	45,706	4,386	50,092
平16年	55,968	4,581	60,549
平17年	54,009	4,389	58,398

(いこいの家利用者数のみ掲載)

【基本方向】

- ◇広域的な「洞爺湖周辺地域エコミュージアム構想」の推進と連動するとともに、農業と水産業を両翼にし、体験型の多彩で魅力ある観光資源を一体化、融合させた総合的な取組みを積極的に推進し、国内外からより多くの人々が訪れる国際的滞在型観光の形成を進めます。
- ◇周辺観光地との連携による広域観光の形成を図ります。

【主要施策】

- ◇洞爺湖周辺や有珠山周辺、本町地区（内浦湾周辺）のそれぞれの観光資源を生かした、魅力ある地域ブランドの開発・提供の充実を図ります。
- ◇広域観光ルートの形成、洞爺湖周辺キャンプ場や他産業との連携による特色ある観光イベントや体験プログラムの充実、ボランティアガイドや観光従事者の人材育成を図ります。
- ◇外国語ネットワーク網整備など国内外に向けた観光PR活動等情報提供の充実を図ります。
- ◇洞爺湖温泉地区・洞爺地区においてまちづくり交付金事業による、魅力ある観光地づくりの推進を図ります。
- ◇環境省洞爺湖ビジターセンター（火山科学館）及び洞爺財田自然体験ハウスを核とした自然体験・火山学習プログラムの充実を図り、修学旅行誘致等の誘致活動を推進します。

第5節 雇用対策の充実

【動向と課題等】

労働力需給の不均衡や経済変動に伴う雇用の不安定さ、職種の不足などから、多くの地域においては若年労働力の流出が続き、深刻な地域問題となる一方、季節労働者対策に加え、中高年齢者の雇用対策や女性の雇用均等など、雇用を取り巻く多様な課題があり、雇用情勢は依然として厳しい状況にあります。

当町としてこのような社会情勢の中、住民の雇用機会の確保・拡充に向け、各種産業振興施策を積極的に推進するとともに、関係機関と連携し、就職相談や情報提供体制、職業能力開発体制の整備強化が課題となっています。

さらに、高齢者・女性・障害者等の雇用促進にも努め、すべての就業者が健康で快適に就業できる条件整備を図る必要があります。

【基本方向】

◇各種産業振興施策に加え、地域一丸となり、地域の持つ潜在資源を生かし、農業・漁業・観光産業を結びつけ、魅力ある観光型産業を創出し、地域の雇用促進機会の拡大を図ります。

【主要施策】

◇地域提案型雇用創造促進事業により、基幹産業として推進している観光や産業を支える人材を確保・育成するとともに、豊富な産品、資源と観光の融合・連携や地域間の連携を支える中核的人材を育成し、雇用の拡大を図ります。

◇雇用対策の充実として、地域雇用対策の推進、職業能力開発の推進、季節労働者対策の充実などについての検討を図ります。

◇勤労者対策として、労働条件の向上、勤労者福祉対策の充実を図ります。

第6節 消費者対策の充実

【動向と課題等】

消費生活においては、クレジットカードやインターネット販売の普及、悪質な訪問販売の増加など、消費生活に関するトラブル発生要因がますます増大する中、関係機関・団体との連携のもと、消費者教育や啓発活動の推進、消費生活情報の提供、消費生活相談の充実を図り、自立する消費者の育成に努める必要があります。

【基本方向】

◇消費生活の保護や消費者意識の高揚を高める活動を図ります。

【主要施策】

◇消費生活相談と啓発促進に努めます。

◇消費生活情報の提供や活動団体の育成に努めます。

第4章 やさしさあふれる健康福祉のまちづくり

第1節 保健・医療の充実

【動向と課題等】

生活水準の向上と公衆衛生の改善、医療の進歩などにより平均寿命は伸び、体位の向上をみたものの、高齢化や食生活の変化、ストレスの増大、運動不足など健康を取り巻く新たな課題が拡大し、人々の健康に対する関心が一層高まっています。

また、高齢化の進展や新たな健康阻害要因の拡大などに伴い、医療ニーズは、多様化、高度化しています。当町には平成18年12月現在、病院3ヶ所、診療所6ヶ所（うち介護保険施設内1）歯科診療所4ヶ所、このうち洞爺地区の診療所と歯科診療所は町が民間に委託している医療体制となっています。

次に、一次救急医療は、洞爺協会病院と伊達赤十字病院が実施しており、二次救急医療は、洞爺協会病院を含む室蘭市の3総合病院など8医療機関が輪番で実施する体制をとっています。また、三次救急医療は、日鋼記念病院が実施しており、医療体制が整っている地域でもあります。

現在全国的に、急激な高齢化の時代を迎え高度医療、在宅医療、終末期医療などさまざまなニーズが生じており、診療所と病院、病院間それぞれが役割を分担して医療を提供できる地域医療体制づくりを推進していく必要があります。

また、健康増進法に基づき、町においても健康増進計画の策定・推進に努めるとともに、健康福祉センター「さわやか」を拠点として住民が主体的に健康づくりに取り組むことのできる環境づくりを推進していく必要があります。

平成15年度から17年度の国保医療費分析によると、循環器系疾患の件数、医療費とも第一位を占めており、平成17年度に実施した「生活習慣調査」の結果では、肥満が全国と比較して男女とも割合が高く、生活習慣病予防が課題であり、特に「内臓肥満症候群（メタボリックシンドローム）」予防に重点を置いていく必要があります。

近年、出生数は減少しているが、家庭の育児力が低下しており、近隣との交流もなくなり、子育てが困難な事例が増加しているため、妊娠期からのきめ細かい支援を推進していく必要があります。

さらに、各種予防接種においても、乳幼児をはじめ各年代層の受診に対する周知や環境整備を整え、維持向上への取り組みを推進していく必要があります。

【基本方向】

- ◇多様な医療ニーズに対応できる地域医療体制の確立に努めます。
- ◇親の育児支援を柱にした、母子保健事業の充実に努めます。

- ◇健康寿命の延伸を図るために、生活習慣病予防を柱とした保健事業の推進に努めます。
- ◇住民の主体的な健康づくりを推進し、健康な地域づくりをめざします。
- ◇乳幼児が適切な時期に予防接種を受けることができ、接種漏れのないように努めます。
- ◇高齢者のインフルエンザ予防接種率の維持向上に努めます。

【主要施策】

- ◇確立された救急医療体制が円滑に実施できるように努めます。
- ◇診療所と病院、病院間それぞれが役割を分担して医療を提供できる、地域医療体制づくりに努めます。
- ◇市町村健康増進計画（市町村食育推進計画を含む。）を策定します。
- ◇乳幼児の健康管理と親の育児支援ために、家庭訪問や乳幼児健診、その他の母子保健事業を実施します。
- ◇子どもたちと両親が適切な食行動ができるように、子育て支援センターなどと協力して「食育」に関する事業を実施します。
- ◇命を尊重する人格形成教育などを、学校と連携して推進します。
- ◇各種母子保健事業は、子育て支援センターや保育所など関係機関と連携をとりながら実施します。
- ◇基本健診や各種がん検診は、内容や方法を均一化し、受診しやすい方法で実施し、疾病の早期発見に努めます。
- ◇健診結果を活用し、生活習慣病の危険因子の高い人の重症化の予防を図ります。
- ◇健康教室や健康相談により知識の普及を図り、「栄養」「運動」など生活習慣病予防に取り組む住民を増加させる取組みを推進します。
- ◇健康づくり推進員が地域の健康づくりの核として活動できるように支援します。
- ◇地域、事業所、各種団体と連携をとり健康づくり事業を実施します。
- ◇保健、医療、福祉、介護が連携して、高齢者や障害者を支援する体制をつくります。
- ◇予防接種の必要性、種類、接種時期についての知識の普及を図ります。
- ◇個別予防接種の周知に努めます。

第2節 地域福祉の充実

【動向と課題等】

近年の急速な少子高齢化と核家族社会の進行の中、だれもが住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らせるやさしいまちづくりに向け、啓発活動等を通じて住民福祉の心の醸成に努める必要があるとともに、社会福祉協議会や民生・児童委員協議会、各種福祉団体など地域福祉推進体制の強化が求められています。

また、社会福祉協議会等と連携し、福祉ボランティアの育成及びネットワーク化、身近な地域を単位とした福祉ネットワークの形成をプライバシーに関する問題も考慮しながら進めるほか、アイヌの人たちの生活の向上に向けた施策を引き続き推進していく必要があります。

【基本方向】

- ◇地域福祉計画の策定に努めます。
- ◇地域福祉の考え方の理解を深めるための広報・啓発活動に努めます。
- ◇福祉サービスが利用しやすい仕組みなど、社会的環境の整備に努めます。
- ◇誰もが安心して利用できる福祉サービスの向上を図ります。
- ◇官民、協働による地域福祉の推進を図ります。

【主要施策】

- ◇地域福祉計画を策定・推進していくことにより、地域で支え合いながら安心して暮らせるやさしいまちづくりを推進します。
- ◇地域福祉の啓発と意識の高揚に努めます。また、町内活動やコミュニティー活動により、既存の地域活動の活性化を図るなど、高齢者や障害者と地域の人々がふれあい、交流できる機会や場を拡大し、福祉活動の積極的な参加を促進します。
- ◇福祉推進体制の強化として、社会福祉協議会事業の支援と機能の充実に努めます。
- ◇民生・児童委員協議会や福祉ボランティア・NPO等の福祉関係団体との協働による地域福祉の推進に努めます。
- ◇福祉サービスの利用者が多様な福祉サービスを効率的・効果的に利用できるようにするため、情報提供の充実に努めます。

第3節 高齢者福祉の充実

【動向と課題等】

高齢化が急速に進み、超高齢社会への対応が重要課題となっている中、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画により、介護予防及び生活支援、健康・生きがいのための各種保健福祉サービスの充実とともに、要介護・要支援に対する各種介護保険対象サービスの充実を図ることが必要です。

また、介護老人福祉施設をはじめとする高齢者保健・福祉・介護関連施設への支援を図るとともに、洞爺湖町地域包括支援センターを中心に、高齢者へのケアマネジメント、総合相談・調整機能の強化を図り、サービス提供体制の充実に努めます。

【基本方向】

- ◇高齢者の健康保持増進、生きがい対策を促進します。
- ◇介護保険・介護予防事業の充実を図ります。
- ◇在宅老人への福祉サービスの充実に努めます。

【主要施策】

- ◇高齢者生きがい対策等事業の促進として、高齢者がいきいきとした生活を送るために、高齢者の健康診査、保健相談などの充実を図り、生活習慣病(糖尿病、高血圧など)、寝たきり、認知症などを早い段階から予防していく健康の維持増進に努めます。
また、高齢者の社会参加や活動機会を確保するために、老人クラブの支援や高齢者事業団の運営などの推進に努めます。
- ◇介護保険・介護予防事業の充実を図るため、地域包括支援センターを中心として保健・医療・福祉の連携を図ります。また、要介護者などの増加を防止するために、一体となったサービスの提供体制や地域包括支援センターが調整役として十分な機能を図れる体制の構築に努めます。
- ◇在宅老人への福祉サービスの充実として、高齢者が快適な日常生活を送れるよう、福祉バス、入浴サービス、デイサービス、ホームヘルプサービス、配食サービスなどを引き続き推進します。また、地域包括支援センターを中心として、連絡、調整、総合相談などのマネジメントを充実させ、地域ケア体制の強化を図ります。

第4節 障害者福祉の充実

【動向と課題等】

身体障害者及び知的障害者、精神障害者が増加傾向にある中、近年は、高齢化、重度化、高齢者世帯の増加や核家族化による家族の介護機能の低下などにより、障害者福祉の対策がますます重要となっています。また、国では障害者自立支援法が制定され、町においても障害者基本計画・障害者福祉計画を策定し、ノーマライゼーションの理念のもとに総合的な相談・情報提供体制の整備や障害者自立支援法に基づく福祉サービスの充実、障害者関連施設の支援、雇用機会の拡大や社会参加の促進に向けた施策の推進、さらにはバリアフリー、ユニバーサルデザインなどを推進する必要があります。

【基本方向】

- ◇ノーマライゼーション理念の普及啓発の促進を図ります。
- ◇障害者の日中活動の場の提供や就労支援に努めます。
- ◇障害者が住みやすいまちづくりの促進を図ります。
- ◇在宅障害者の福祉の充実に努めます。
- ◇その他福祉サービスの充実に努めます。
- ◇障害者への相談窓口の強化を図ります。

【主要施策】

- ◇自立と社会参加の促進として
 - (1)地域住民の障害者に対する理解を深めるため、ノーマライゼーション理念の普及啓発に努めます。
 - (2)障害者関連施設と連携し、障害者の就労機会の拡大や社会復帰と自立の促進に努めます。
 - (3)障害者団体への支援に努めます。
 - (4)障害者の利用に考慮した公営住宅や公共施設、道路などのまちづくりに際しては、関係機関と連携をはかり、住居環境の整備改善に努めます。
 - (5)企業に対し理解と協力を求め、雇用促進に努めます。
- ◇在宅福祉の充実として
 - (1)相談支援体制の充実を図ります。
 - (2)更正医療・補装具・日常生活用具の給付などや、ホームヘルプサービスの充実など在宅援護の充実を図ります。
 - (3)各種障害に応じたサービスの充実に努めます。
 - (4)保健指導体制を強化し、障害の発生予防に努めるとともに、医療機関との連携を密にして早期発見、早期療育体制の充実に努めます。

第5節 子育て支援の充実

【動向と課題等】

出生数の減少により次世代を担う児童数が減少する中、核家族化や母親の社会進出、都市化などが進み、多様化する保育等に対するニーズへの対応や健全育成環境の整備が求められています。

家庭や地域社会、福祉・保健・教育などの関係機関が連携し、子育て支援を推進するための体制づくりが課題となっています。

次に、福祉医療施策の現行法における児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当などの養育・扶養に対する扶助や乳幼児医療、ひとり親家庭医療など制度の充実のほか、保健衛生施策では、健診や保健指導、新生児訪問による母体及び乳幼児の健康保持増進、子育て相談の充実などが求められています。

このことから、幼稚園・保育所施設の充実及び子育て支援センターの機能充実を図るとともに、保護者同士の交流の場づくりや放課後児童健全育成事業の充実を図る必要があります。

また、子育て支援の内容は多様化しており、窓口も多岐にわたることから、関係機関とのネットワークをより強固なものにしながら、子どもと家庭の問題に関する総合窓口機能の整備を図る必要があります。

【基本方向】

- ◇母子保健事業及び児童虐待防止対策、ひとり親家庭等の施策の推進を図ります。
- ◇保育所運営事業・子育て支援センター運営事業の推進を図ります。
- ◇学童保育事業の推進を図ります。

【主要施策】

- ◇子どもや親が安心して利用でき、子育て支援となる保育の推進を図ります。
- ◇子育て支援センターを中核とし、関係機関等と連携をとりながら、幼児及び保護者に対する子育て支援事業の推進を図ります。
- ◇子育て期の母親の支援として、「母親学級」・「子育て広場」などの推進を図ります。
- ◇児童虐待の防止対策や、ひとり親家庭等の自立支援、障害児施策の推進を図ります。
- ◇健康福祉センター等と連携を図り、保育所・子育て支援センターの食育活動を推進します。
- ◇地域の保育ニーズへの対応と総合的な子育て支援を図るため、保育所施設の改築等の検討を推進します。
- ◇保護者が安心して働けるよう、学童保育事業の推進を図ります。

第6節 社会保障の充実

【動向と課題等】

当町の被保護世帯数は年々増加傾向にあり、世帯類型別で見ると高齢者、母子、障害者といった生活基盤が弱く、疾病により就労や自立が困難な世帯で占められています。低所得世帯が地域で安心して生活が送れるよう、民生・児童委員や関係機関との連携により相談援護体制の充実を図り、各種制度の活用や、就労の促進により自立更生の助長に努める必要があります。

次に、国民健康保険事業の健全運営に向け、被保険者の健康づくりの促進や医療費適正化対策に努めるほか、国民年金制度に関する啓発活動や相談の充実を努め、住民の制度に対する理解を深める取組みが必要となっています。

また、医療制度改革に伴い、生活習慣病予防を図るための取組みが各保険者に求められています。

【基本方向】

- ◇低所得者等生活支援に努めます。
- ◇国民健康保険運営及び国民年金制度の啓発に努めます。
- ◇国民健康保険加入者に対する特定健診等実施計画を策定し、健全運営に努めます。

【主要施策】

- ◇低所得者の支援として、生活の様々な問題や悩みを抱えている住民が必要なサービスを受けられるよう民生・児童委員及び関係機関などと連携して各種相談の充実に努めます。
- ◇自立の相談と支援として、低所得者世帯の生活安定のため、社会福祉協議会との連携を図り生活福祉資金制度などの活用の奨励に努めます。
- ◇町広報紙等により、国民健康保険及び国民年金制度の啓発に努めます。
- ◇特定健診等実施計画に基づき、保健指導対象者に対する支援の充実に努めます。

第5章 人が輝き文化が香る生涯学習のまちづくり

第1節 生涯学習社会の確立

【動向と課題等】

自由時間の増大や生活価値観の変化、科学技術の進歩、国際化の進展など社会変化に伴い、人々の余暇充足意識、自己向上や、学習意欲が高まり、生涯学習への関心が高まっています。

当町においても、すべての住民が生涯にわたって主体的に学び続け、その成果をまちづくりに生かす個性と活気に満ちた生涯学習社会の確立をめざし、生涯学習関連施設の整備充実やネットワーク化をはじめ、指導者やボランティアの育成・確保と人材バンクの整備、学習情報提供体制の整備等により生涯学習の基盤整備を図るとともに、当町の地域特性や各世代の学習ニーズに即した特色ある学習プログラムの整備、地域ごとの学習活動を促進する環境整備が必要となっています。

【基本方向】

◇生涯学習活動を通じ、社会参加の意欲を高め活力ある地域づくりを推進します。

【主要施策】

- ◇町民カレッジ対象事業の充実と推進を図ります。
- ◇国際交流活動の支援を図ります。
- ◇社会教育だよりの発行を継続し、充実を図ります。
- ◇生涯学習施設の整備と充実を促進します。
- ◇生涯学習指導者の育成・確保・活用に努めます。

第2節 学校教育の充実

【動向と課題等】

急速かつ大きな変化を伴いながら進む社会の中で、明日の当町を担う人間性豊かなたくましい人材の育成に向け、人間形成の基礎を培う教育の充実を進めるとともに、小・中学校教育においては、子どもたちの学力が低下する傾向と規範意識の低下、社会性の未発達、人間関係の希薄化などや、将来への夢や目標を持ちにくくなっていることが課題とされています。

このような中、確かな学力や豊かな心などの生きる力の育成を重視し、当町の特性や地域の人材等を生かした特色ある教育・学校づくり、環境問題や国際化、IT、福祉等の課題に対応した教育などに努めるとともに、いじめを含め児童生徒の問題行動等への対応における早期発見・早期対応の充実を図る必要があります。また、少子高齢化がもたらす児童・生徒数の減少や施設の老朽化等を総合的に勘案し、学校施設の統合及びそれにあわせた施設の整備を一体的に推進する必要があります。

安全で快適な学校教育環境の推進とともに、心の健康づくり、特別支援教育の充実、学校給食体制の整備や通学対策など、学校教育環境を総合的に取り組む必要があります。

次に、高等学校教育については、当町の人材育成と地域活性化を担う拠点として、町立高等学校の施設及び教育の充実にも努めるほか、道立高等学校を支援する必要があります。

【基本方向】

- ◇「自主的な精神に満ちた人間性豊かな子どもの育成」という学校教育の目的をめざして、「自ら学ぶ意欲と力を養う」「基礎学力の向上に努める」「豊かな心を育てる」「心身ともにたくましく鍛える」ことを重点に教育活動の推進を図ります。
- ◇町立洞爺高等学校は小規模校としての個別指導の長所を生かした特色ある学校づくりを道立虻田高等学校などと連携し、地域に必要とされる個性ある教育活動などの取り組みを推進します。

【主要施策】

- ◇小・中学校の教育については、地域の特性を生かした「道徳教育」、「環境教育」、「国際理解教育」、「防災教育」等の推進を図ります。
- ◇安全で快適な学校環境づくりを図ります。
- ◇児童生徒の安全と安心を守るため、学校と家庭・地域及び関係機関が相互に連携して、地域全体で子どもたちを守り育てる安全安心の体制づくりを支援します。
- ◇児童生徒の健全な心身の育成といじめを含めた問題行動への対応について、学校と家庭・地域等と連携した取り組みを図ります。
- ◇LD（学習障害）等を含む軽度発達障害のある子どもたちを支援するシステムづくりな

どの特別支援教育の推進を図ります。

◇就学した生徒の将来の進路確保の支援を推進します。

◇優れた人材の確保と、特色のある魅力豊かな教育活動に対する支援を推進します。

◇人材育成と地域活性化を担う拠点として、町立高等学校の施設及び教育の充実に努め、道立高等学校の支援を図ります。

第3節 青少年の健全育成

【動向と課題等】

青少年を取り巻く環境が大きく変化し、全国的に様々な問題が表面化する中、青少年が健全に成長できるよう、一体的な健全育成体制を確立し、非行防止活動など健全な社会環境づくりに向けた活動を推進する必要があります。

また、家庭教育に関する講座の開催等による家庭の教育力の向上、青少年のボランティア活動、体験・交流活動等への参画促進、青少年団体の育成の充実が必要とされています。

【基本方向】

- ◇ふるさとの自然、文化、歴史などの学習機会を拡充し、地域に根ざした事業の推進と充実を図ります。
- ◇地域子ども会やスポーツ少年団、各種青年団体の育成支援を図ります。

【主要施策】

- ◇各種研修等を通じて、青年リーダーの計画的養成と活用を図ります。
- ◇青少年健全育成団体・自治会・PTAと連携を深めながら、地域活動への参加を促進します。

第4節 スポーツ活動の促進

【動向と課題等】

近年、競技スポーツに加え、余暇（レクリエーション）や健康、コミュニティに重きを置いたスポーツやニュースポーツが指向されるとともに、スポーツ参加年齢層の拡大などにより、スポーツニーズの質的变化と多様化が進んでいます。

当町においても住民の健康づくりやスポーツに対する関心が高まる中、だれもが生涯にわたって気軽にスポーツを楽しめる環境整備と地域の自然や特性を活かしたカヌーなど水上スポーツの特性を生かした取組みが望まれています。

また、スポーツ施設の整備充実及びネットワーク化、住民ニーズに即した新たなスポーツ施設の整備を進め、活動の場の拡充を図るとともに、各種スポーツ団体やクラブの育成、指導者の育成・確保、スポーツ教室、大会の充実や総合型地域スポーツクラブの検討など、参加機会の促進に努める必要があります。

【基本方向】

- ◇住民スポーツの促進として、スポーツの日常化やスポーツ活動の参加、奨励とスポーツ組織の育成や総合型地域スポーツクラブの設立を検討します。
- ◇スポーツ指導者の育成と指導体制の整備を図ります。
- ◇スポーツ施設の整備、充実と効果的利用の検討を図ります。

【主要施策】

- ◇スポーツの生活化をめざしたスポーツ・レク活動の普及促進に努めます。
- ◇体育、スポーツ団体の育成や活動の支援を図ります。
- ◇健康づくりの意識啓発と実践活動の支援を図ります。
- ◇体育指導委員等、指導者の活用と充実を図ります。
- ◇マリンスポーツなどの自然体験等をテーマとした事業の充実に努めます。
- ◇入江地区におけるスポーツ施設等、運動公園の整備を図ります。
- ◇総合型地域スポーツクラブの設立を検討します。

第5節 芸術・文化活動の促進と文化遺産の保存・活用

【動向と課題等】

心の豊かさや生きがい、生活のうるおいなどが重視され、住民の文化への関心や欲求が高まりを見せています。当町においても、地域に根ざした文化の継承、各種芸術・文化団体やサークルの育成、指導者の育成・確保、芸術・文化の鑑賞機会や発表機会の充実、活動拠点施設の整備等が求められています。

このような中、住民主体の芸術・文化活動の活発化を促進していくとともに、既存彫刻群の湖や国際彫刻ビエンナーレ作品を生かした芸術文化施設の整備を図り、特色あるまちづくりを進める必要があります。

また、貝塚やアイヌ文化をはじめとする有形・無形の貴重な文化遺産の調査や保存・活用、博物館や資料館、読書の家などの図書館施設さらに、史跡公園等の整備充実・有効活用を進め、多くの人々が当町の歴史文化に親しめる場の提供に努める必要があります。

【基本方向】

- ◇町所有の彫刻作品等を有効活用し、芸術・文化を生かした特色あるまちづくりを推進します。
- ◇芸術・文化活動に対する意識の高揚を図り、積極的な参加をうながす環境づくりを図ります。
- ◇文化財の保存と活用の促進を図ります。
- ◇文化施設の整備や図書館機能の充実を図ります。

【主要施策】

- ◇旧洞爺村役場庁舎をリニューアルし、美術作品等を展示する芸術文化施設とすることにより、町所有の彫刻作品などの有効活用に努めます。
- ◇優れた芸術文化鑑賞や創作発表の機会を図ります。
- ◇団体サークルの育成や活動の支援を図ります。
- ◇文化財及び入江・高砂貝塚などの埋蔵文化財の保存と管理に努めます。
- ◇文化財保護に対する意識づくりと文化財の教育的活用の推進を図ります。
- ◇住民の図書活動の促進と蔵書等の充実を図ります。
- ◇国際彫刻ビエンナーレ事業を実施します。
- ◇とうや湖ぐるっと彫刻公園の有効活用を図ります。

第6節 国際交流・地域間交流活動の展開

【動向と課題等】

国際情勢の変化とともに人や経済の国際的な交流が活発化し、国際化時代に対応した地域づくりが各自治体の共通課題となっています。

地域間交流においては、余暇的機能のほか、人材育成や地域の教育・文化・経済振興などへの期待も大きく、より成果のある交流の推進が望まれています。また、国際感覚あふれる人材の育成と世界に開かれた国際色豊かなまちづくりを一層進めるため、国際交流推進体制の整備のもと、多様な国際交流活動の展開を図る必要があります。

さらに、グローバル化社会に対応すべく町内の各種案内板や各種刊行物等の外国語併記をはじめ、様々な分野で外国人が住みやすく訪れやすいまちづくりを進める必要があり、当町の特性や地域資源を活用し、神奈川県箱根町をはじめとする国内の自治体やふるさと会等との交流活動を推進する必要があります。

【基本方向】

- ◇国際感覚を持った住民を育成する環境整備を図ります。
- ◇地域間交流が活発にできる機会の提供に努めます。
- ◇世代間交流を図り、人材育成に努めます。

【主要施策】

- ◇国際交流活動への支援体制を図ります。
- ◇国際化社会に向けた英語教育の推進を図ります。
- ◇姉妹都市との交流関係の醸成を図ります。

第6章 ともに築く協働・自立のまちづくり

第1節 男女共同参画社会・人権尊重社会の形成

【動向と課題等】

少子・高齢化や家族形態、産業構造の変化などにより、女性を取り巻く社会環境は大きく変わり、女性の社会的役割は高まってきています。一方、固定的な男女の役割分担意識や古い社会的慣習は、依然として根強く残っています。男女がお互いに尊重しつつ、対等なパートナーシップにより、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などが改正整備されました。

また、男女共同参画社会基本法が施行されたことにより、男女の平等、女性の地位向上を目指す法体制の整備とともに、女性の人権尊重に基づいた社会制度の充実が求められています。

仕事と家庭・育児等を男女が公平に分担することや、子育て・介護などを地域で支え、助け合う意識の高揚を図るとともに、家庭や職場・地域社会のあらゆる分野において、政策・方針の決定過程への女性参画の推進や、男女共同参画の視点に立った慣行の見直しが必要であります。また、働く女性の増加により、健康や出産・育児に対する不安や悩みを抱える女性も増えていることから、「安心して子どもを産み育てる」ことのできる環境や体制の整備が急がれ、すべての人々がお互いの人権を尊重し、ともに生きる社会を築いていく必要があります。

【基本方向】

- ◇家庭、学校、社会における男女平等教育の推進を図ります。
- ◇男女平等、共同参画の啓発を推進します。
- ◇性差の尊重など人権についての意識の高揚に努めます。

【主要施策】

- ◇家事、育児、介護は、男女が平等に共同して担っていくという意識の高揚を図ります
- ◇人権の尊重や男女平等参画社会に関する研修の機会を設け、意識の高揚を図ります。
- ◇男女共同参画に対する行政全体での意識統一を図ります
- ◇人権擁護委員による人権教育や人権相談など啓発活動への支援を図ります。

第2節 コミュニティ活動の促進

【動向と課題等】

生活様式の都市化と価値観の変化・多様化が進む中で、地域における従来の共同体意識、連帯感が希薄化し、新たなコミュニティのあり方が問われています。

人口減少地域においては、核家族化や高齢化も相まって集落機能の低下が進み、その維持・存続が懸念される集落が増加する一方、新興住宅地など人口増加地域においては、新たなコミュニティ組織の育成や新旧住民の融和などが課題となっています。

また、地域主導のまちづくりに向け、集会施設の整備や人材発掘・育成、コミュニティ相互の交流促進、地域住民の自主的な活動を促進する必要があります。

【基本方向】

◇コミュニティの活性化としては、地域連帯意識・自治意識の高揚、コミュニティ組織の育成、コミュニティ活動の促進、憲章運動を推進します。

【主要施策】

◇各自治会や各種団体の自主的活動の育成、支援を進めます。

第3節 協働のまちづくりの推進

【動向と課題等】

協働のまちづくりにおける住民の参加と主体的活動の重要性が高まり、各地で多様な取組みが試みられております。当町においても、住民のまちづくりへの関心を高めるため住民との協働体制を築き上げていく必要があります。そのためには、様々な分野において住民と行政とが一体となった協働のまちづくりが活発に行えるよう住民協働に関する指針等の取組みが必要となっています。さらに、従来の広報・公聴活動に加え、ホームページの活用など様々な情報の提供を図りながら協働の輪を広げていくことが求められています。

また、地域づくりを担う人材（団体、ボランティア、NPO）を確保するための育成・支援が各自治体の共通課題となっており、各種行政計画の策定、実施、点検、見直しや公共施設の整備及び管理、運営などへの住民・民間の参画を促進する必要があります。

【基本方向】

- ◇住民自治に基づく個性豊かな地域づくりに向け、住民活動の支援を図りながら住民と行政とのパートナーシップを強化させる取組みを推進します。
- ◇住民と行政との協働のまちづくりに向け、各種行政計画の策定、実施、点検等への住民参画を推進し、住民との協働体制の確立を図ります。
- ◇まちづくり参加意欲の高揚の取り組みとしては、郷土意識の高揚（町の木・花などの活用やシンボル施設の整備など）、まちづくり意欲の喚起（まちづくりシンポジウム、住民の地域づくり意欲を啓発するイベント企画の開催等）などを図ります。

【主要施策】

- ◇協働のまちづくりが活発に行えるよう住民協働に関する指針の策定に向け推進を図ります。
- ◇各種行政計画の策定、実施、点検、見直しや行事、イベントの企画、運営への住民及び民間参画の推進を図ります。
- ◇広報紙発行事業及び公聴活動の充実を図ります。

第4節 自律・自立の自治体経営の推進

【動向と課題等】

社会情勢及び住民ニーズの変化、さらには市町村への業務権限移譲などに伴い、各自治体の行政需要は年々増大し、かつ多様化・高度化しています。

このような行政需要の変化に対し、より一層の住民サービスの向上とまちづくりを支えるため、本庁と支所等との役割・機能分担の見直しや、行政の活性化・効率化が求められ、組織・機構の充実や職員の資質向上などが各自治体の共通課題となっています。

また、事務処理においては、情報機器の普及が急速に進み、その効果的な導入・活用が求められています。

当町も町村合併を行ない、更に財政改革への取組みがなされているが、多額の借入残高を抱えての公債比率の高まりを示しており、経済振興や高齢化対策、社会資本整備（噴火災害復興事業等）など厳しい環境に立たされています。

今後も引き続き財政運営の健全化への取組みが求められるとともに、限られた財源の確保とより効果的・効率的な財政運営を推進するため、さらなる創意工夫に加え、財政状況の分析・公表や行政評価システムの導入などによる抜本的な改革を推進する必要があります。

生活や経済の広域化、住民ニーズの高度化などに加え、共同化による事務事業の効率化、高度化の期待などから広域行政の重要性が再認識されるとともに、既存の広域事業の一層の業務効率化をはかる上から、一部事務組合の再編成などが問われています。

また、従来の広域市町村圏組織や一部事務組合組織のほか、特定の共通課題・共通目的を解決・遂行するための多様な広域ネットワークが必要となっています。

【基本方向】

- ◇新町組織の早期一体化とともに住民サービスの向上を図るため、本庁と支所等との役割分担、機能分担の見直し充実を図ります。
- ◇行政評価の分析・公表や行財政システムを導入しながら、政策や施策の実施・点検・見直しを進めます。
- ◇国の三位一体改革など地方における厳しい財政状況を踏まえ財政計画策定のもと経常的経費の節減・合理化や自主財源の確保に努め、効果的・効率的な財政運営を推進します。
- ◇広域行政事務の推進のため、圏域の組織や事務内容の充実、構成市町村の交流・連携など広域市町村圏の推進を図り、一部事務組合組織においては統廃合や複合化など再編成について検討を図ります。
- ◇生活や経済の広域化、住民ニーズの高度化に対応するため、広域連合などの各種広域プロジェクトへの参画を図り、共通課題をもつ地域との交流や共同事務事業等に対する効率化、高度化の検討推進を図ります。

【主要施策】

- ◇行政改革の推進をするため、住民参画による行政改革大綱を策定します。
- ◇財政基盤を強化するため、財源の確保（適正賦課・収納率向上など、税込及び自主財源の確保・拡大、地方財源制度の検討及び国・道などの補助制度・助成事業の効果的導入）、経費の節減、受益者負担と補助金等の適正化、公営企業等の健全運営を図ります。